

障害者差別解消法施行に伴う「小金井市条例案」制定に向けて

1. 骨格の概要

	条例 試案		事務局案
	前文		
	第1章 総則		
1	(目的)	1	(目的)
2	(定義)	2	(定義)
3	(基本理念)	3	(基本理念)
4	(市の責務)	4	(市の責務)
5	(市民等の責務)	5	(市民等の責務)
6	(顕彰)	6	(相互理解の促進)
	第2章 障害者の権利擁護		
	第1節 障害者への差別の禁止等		
7	(差別の禁止)	7	(差別の禁止)
		8	(市における合理的配慮)
		9	(事業者における合理的配慮)
8	(特定相談)	10	(特定相談)
9	(地域相談員)		
10	(申立て)	11	(申立て)
11	(事案の調査)	12	(事案の調査)
12	(助言及びあっせん)	13	(助言及びあっせん)
13	(勧告)	14	(勧告)
14	(公表)		
	第2節 障害者への虐待の禁止等		
15	(虐待の禁止)		
16	(通報)		
17	(通報を受けた場合の措置等)		
18	(立入調査)		
19	(実施機関)		
20	(障害者虐待防止ネットワーク)		
21	(虐待防止の取組状況の公表)		
22	(その他)		
	第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援		
23	(障害者等への総合的な支援等)		
24	(成年後見制度等の利用の支援等)		
25	(障害者の居住場所の確保等)		
26	(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)		
27	(障害者の社会参加の機会の拡大)		
28	(生涯にわたる支援)		
29	(障害者への保育等の実施)		
30	(障害者に対する包括的な教育の実施等)		
31	(障害者の就労支援)		
32	(自立支援協議会の設置等)		
	第4章 補則		

33	(委任)
	附則
1	(施行期日)
2	(経過措置)
3	(検討)

15	(委任)
	附則
1	(施行期日)
2	(経過措置)

○前文では本条例の理念や制定の意義を。

障害者権利条約にのっとり国の関連法令に沿いながらも小金井市の実情や障害のある人もない人も互いに小金井市民としてともに暮らしていける街を目指す

○生活支援部会で議論になった点

第二節の「**第2節 障害者への虐待の禁止等**」の項について意見が分かれ今後の検討課題(保留)とするが

→「権利条約」では、差別と虐待が表裏一体の関係にあり同等に取り扱われていること。

→すでに国内法として「虐待防止法」が施行されているが小金井市では要綱で運用実施されている。しかし、市民に広く周知ができていないのではないかな？

→他市や他県の条例案を検討すると虐待についても盛り込まれている自治体がある。等々の理由により、本市でも盛り込むべきではないか。とする意見

☞すでに運用されているし、実際に障害者センターがその機能を有して活動していること。

☞要綱で実施されている。

☞すでに法案が施行されていることから、差別解消法に関わる条例案に盛り込むのはなじめないのではないかな。とする意見が事務局から出されていて

条例原案としてまとめることが時間内でできなかったことから、今後の意見聴取や条例制定に向けた議論の場で検討してもらうことにする。

保留ということで表記し、より多くの人に議論してもらうこととする。

ということで、以下に一部字句修正(赤字が挿入) 訂正線が削除した文言です。

☆ 今後、市民や関係団体等との協議検討を進めるための素案として提案する条例案です。

障害者が共に生活する社会をつくる小金井市条例(仮称)

前 文

障害は一人ひとり異なり、配慮することや支援**が必要ですが**方法も違ったりします。それでも、小金井市民の一人ひとりとして、市民活動等への参加や買い物・食事・観劇等々の誰もが日常的に営む生活「あたりまえの生活」を市民の一員として出来る事を願っています。

お年寄りから障害のある人も子供も安心して暮らせる「心優しい町」**であると共に**あらゆる「安心して住める町」であるために行政と共に積極的な街づくり・環境整備等に取り組んでいく**こと**、そして、困っている人がいる時には、そっと手を差し伸べて「お互いさま」という気持ちをもって日常の生活が送れる町。そんな小金井市になって欲しいと願ってこの条例を制定することにしました。

私たちの国の日本国憲法の国民の人権を守るという条項や2006年12月に国連総会で「障害者の権利条約」が制定され、わが国でも2014年1月に批准しました。

これからは、これらの内容をもとに様々な社会の仕組みや制度を見直していく事になり

ます。

「障害者の事は障害者を抜きに決めないで」障害のある人も一緒になって考え、共に生活する社会をつくっていく事になります。その第一歩が今回の条例です。

市民の皆さんと共により良い小金井市を作るため共に歩いていきましょう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 障害 次に掲げるものをいう。
 - ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害
 - イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活(以下「日常生活等」という。)を営む上で社会的な支援を必要とする状態
- (4) 障害者 次に掲げる者をいう。
 - ア 前号アに掲げる障害がある市民
 - イ 前号イに掲げる障害により、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民
- (5) 保護者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。
- (6) 養護者 障害者を現に養護する者であつて、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。
- (7) 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動を行うことができず、又は制限されるときに、当該活動を行うことができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置(当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課することとなる措置を除く。)をいう。
- (8) 差別 次に掲げる行為をいう。
 - ア 障害者の氏名その他の障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等が不当に妨げられること。
 - イ 障害者が教育を受けようとする場合に行われる次に掲げる行為
 - (ア) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会が与えられないこと。
 - (イ) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)が決定されること。
 - (ウ) 授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置が講ぜられないことにより不利益が与えられること。
 - ウ 障害者の雇用、又は業務に従事する場合に行われる次に掲げる行為

- (ア) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否され、又はこれに不当な条件が課されること。
- (イ) 正当な理由なく、障害を理由として、解雇され、又は退職を強制されること。
- (ウ) 業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づき措置が講ぜられないことにより不利益が与えられること。
- エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス(保健医療サービス及び福祉サービスを除く。)の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。
- オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、建物その他の施設又は公共交通機関の利用を、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。
- カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。
- キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いがなされ、又は取扱いがなされようにされること。
- (9) 虐待 次に掲げる行為をいう。
 - ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行が加えられること。
 - イ 障害者がわいせつな行為をされること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限され、若しくは生殖を不能にされること。
 - ウ 障害者に対する暴言又は拒絶的な対応その他の障害者が心理的外傷を与えられること。
 - エ 障害者が衰弱するような減食又は長時間の放置がされること。
 - オ 障害者の財産が不当に処分されることその他の障害者の財産上の権利が不当に奪われること。
 - カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害者が自らの権利や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置されること。
- (10) 後見的支援を要する障害者 福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であつて、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものをいう。

(基本理念)

- 第3条 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関(以下「関係機関」という。)が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。
- 2 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。
 - 3 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として認められ、地域において共に暮らしていけるよう行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並び

に障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、障害者への差別をなくし、障害者虐待の未然防止と早期発見が図られるよう、市民に対し正しい知識と理解の啓発を行い、広く相談窓口や虐待通報受理窓口の周知を図るとともに、障がいのある人と障害のない人との交流の機会の提供その他の必要な施策を講じなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための環境づくりに努めなければならない。

(顕彰)

第6条 市は、障害者に対する理解の促進に寄与したと認められる者を顕彰することができる。

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等

(差別の禁止)

第7条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

(特定相談)

第8条 市民及び事業者は、市に対し障害を理由とする差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。

- 2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 - (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(相談員)

第9条 市長は、次に掲げる者に前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を、委託することができる。

- (1) 小金井市障害者地域自立生活支援センター(以下「自立生活支援センター」という。)
 - (2) 小金井市精神障害者地域生活支援センター そら
 - (3) 小金井市障害者虐待防止センター
 - (4) 小金井市児童発達支援センター きらり
 - (5) 小金井市子ども家庭支援センター
 - (6) 小金井市教育相談所
 - (7) 小金井市権利擁護センター
 - (8) 小金井市が指定した指定特定相談事業所及び指定児童相談支援事業所(以下「相談支援事業者」という。)
 - (9) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
 - (10) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
 - (11) 小金井市福祉サービス苦情調整委員事務局(通称:福祉オンブズマン)
 - (12) 前各号に掲げる者のほか、障害のある人の福祉の増進に関し経験や識見を持っている者であって、市長が適当と認めるもの
- 2 第1項の規定により委託を受けた者(以下「相談員」という。)は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

- 3 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(申立て)

- 第10条 障害者は、自己に対する差別が行われたと認めるときは、その差別に係る事案(以下「事案」という。)の解決を図るため、市長に対し助言又はあっせんの申立てをすることができる。
- 2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関係する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
 - 3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。
 - (1) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行であるとき。
 - (2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあつては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。)
 - (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。
 - 4 第1項又は第2項の申立てに係る事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

(事案の調査)

- 第11条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあつたときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

(助言及びあっせん)

- 第12条 市長は、第10条第1項又は第2項の申立てがあつたときは、小金井市地域自立支援協議会(以下、「自立支援協議会」という。)に対して、前条第1項の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの内容について審議を求めるものとする。
- 2 前項の場合において、自立支援協議会が助言又はあっせんを行うことを適当と認め、市長に助言又はあっせんの内容について意見したときは、市長は、当該事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、自立支援協議会の意見を尊重した上で、助言又はあっせんを行うものとする。
 - 3 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんの審議のために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

- 第13条 市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

- 第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

第2節 障害者への虐待の防止等

(虐待の禁止)

第15条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(実施機関)

第16条 市は、障害者への虐待防止に第一義的に責任を有し、市から障害者虐待防止事業の委託を受けた自立支援センターは市と連携し、専門的及び継続的な視点から、この事業に関与し必要な支援を行う。

(障害者虐待防止ネットワーク)

第17条 市は、障害者虐待の発生を防ぎ、潜在的な虐待を顕在化させ、早期対応を行うために障害者虐待防止ネットワークを構築し、適宜、必要に応じて連絡会を開催する。

2 市及び自立生活支援センターは、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援に資するための関係機関等の協力体制や支援体制に関するマニュアル等を作成する。

(家庭訪問)

第18条 自立生活支援センターは、虐待のおそれのある障害者の家庭等に対し、相談支援専門員等を重点的に訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安解消に向けた支援を行う。

(通報及び届出)

第19条 市民並びに事業者及び関係機関(これらの従業員を含む。)は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに市又は自立生活支援センターに、通報又は届出をしなければならない。

2 前項の規定による通報又は届出をされた事業者及び関係機関は、当該通報又は届出をした従業員その他の者に対し、当該通報又は届出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(通報及び届出を受けた場合の対応)

第20条 市及び自立生活支援センターは、前条第1項の規定による通報又は届出を受理した場合には、訪問調査、個別ケース会議等において情報の収集を行い、当該障害者の安全確認及び虐待の事実確認を行う。

(立入調査)

第21条 市長は、障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると判断したときは、障害者福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問(以下「立入調査」という。)を行う場合、当該障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、立入調査に協力しなければならない。

3 前項の規定による立入調査を行う場合、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、立入調査をさせようとする場合で、職務の執行に際し必要があると認めるときは、小金井警察署に対し援助を求めることができる。

(居室の確保)

第22条 市及び自立生活支援センターは、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時保護するため、必要な居室の確保を行う。

(面会の制限)

第23条 市長は、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者

を一時保護するために入居措置を行った場合で、状況を勘案し必要があると認めるときは、障害者の保護者及び養護者並びに事業者の面会及び連絡を制限することができる。

(専門的助言)

第24条 市及び自立生活支援センターは、専門家から虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法又は虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法等について、専門的助言を受けることができる。

(個人情報の保護)

第25条 第19条の規定による通報又は届出を受けた市職員又は自立生活支援センター職員は、その職務上知り得た事実であり、支援の過程で知った障害者本人及びその家族の個人情報を漏らしてはならない。

2 市は、障害者の生命、身体及び財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められる場合等、小金井市個人情報保護条例(昭和63年条例第31号)第12条第2項第2号から第4号までの規定に該当する場合には、本人の同意の有無にかかわらず、当該障害者の情報について第三者提供をすることができる。

(成年後見申立て)

第26条 市長は、その必要性を認めた場合において、被虐待障害者に対する成年後見の申立てを行うことができる。

(委任)

第27条 障害者虐待防止事業の運営に関する詳細は、小金井市障害者虐待防止対応マニュアルに定める。

第3節 障害者の自立及び社会参加のための支援

(障害者等への総合的な支援等)

第28条 市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

2 関係機関は、医療福祉サービス及び教育の提供に当たって、その質の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要なサービス及び教育の提供に努めなければならない。

3 市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たって、専門技術及び職業倫理の向上並びに、障害者及びその家族が地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要な医療福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

(市の施策等)

第29条 市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等の課題解決のため、次の施策や支援などを行うものとする。

- (1) 乳幼児であるときから生涯にわたって障害者が、その心身の発達のために必要とする適切な支援を受けることができるようにするために必要な施策を講じなければならない。
- (2) 障害者への保育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関係機関との連携の下、必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。
- (3) 障害者が自ら選択した地域で日常生活等を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。
- (4) 障害者が就労により自立した日常生活等を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、関係機関と連携の下、障害者の就

- 労の支援を日常生活等の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。
- (5) 災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければならない。
 - (6) 意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
 - (7) 行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。
 - (8) 障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で日常生活等を営む上で課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、市民、事業者及び関係機関の協力の下、障害者の社会参加の機会の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。
 - (9) 道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、その特性に応じた必要な配慮を行わなければならない。
 - (10) 後見的支援を要する障害者が地域の中で安心して日常生活等を営むことができるようにするため、成年後見制度及び社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づくサービスの円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。
 - (11) 成年後見制度及び前号の福祉サービス利用援助事業を担う人材の育成を行わなければならない。

(事業者の支援等)

第30条 事業者は、障害者と共に暮らせるよう、日常生活等の課題解決のため、次の支援や配慮に努めるものとする。

- (1) 障害者が自ら選択した地域で日常生活等を営むことができるようにするため、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者に必要な居住するための安全な場所の提供に努めなければならない。
- (2) 障害者が就労により自立した日常生活等を営むことができるようにするため、それぞれの障害の特性を理解し、障害者の雇用機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。
- (3) 障害者が日常生活等を営む上で必要な物品の販売やサービスの提供を受ける場合には、意思疎通や移動が困難な障害者その他の障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。
- (4) 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、それぞれ障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

(包括的な教育の実施等)

第31条 市及び市が設置する学校は、障害者に対し、包括的な教育(それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握するとともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。)を実施しなければならない。

- 2 市及び市が設置する学校は、障害者が居住する地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 市及び市が設置する学校は、本市の教職員が障害者に対する理解を深めるために必要な措置を講じるとともに、学校教育法第1条に規定する特別支援学校及び同法第81条第2項に規定する特別支援学級における教育に携わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。
- 4 市及び市が設置する学校は、学校教育及び社会教育の場において、障害者に対する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(自立支援協議会の設置等)

第32条 障害者の地域における自立した日常生活等の課題解決に関する事項を調査審議するため、自立支援協議会を設置する。

- 2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。
 - (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
 - (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
 - (4) 障害福祉計画の作成及びその具体化に関すること。
 - (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (6) 本条例第12条第1項に規定する助言又はあっせんの内容に関すること。
 - (7) この条例の実施状況に関すること。
 - (8) その他障害者の日常生活等の課題解決に必要と認められること。
- 3 自立支援協議会は委員をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 公募市民(市内に住所を有する者に限る。)
 - (2) 相談支援事業者
 - (3) 福祉サービス事業者
 - (4) 保健・医療関係者
 - (5) 教育関係者
 - (6) 企業・商店会関係者
 - (7) 障害者団体
 - (8) 就労関係者
 - (9) 障害者福祉に関する学識経験者
 - (10) 民生委員・児童委員
 - (11) 法曹・権利擁護関係者
 - (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、要綱で定める。

第4章 補則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、特段の定めがある場合を除き、規則において定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の規定の施行の日前に行われた差別については、同条の規定は、適用しない。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後5年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。